

承認第2号

専決処分の承認（読谷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を求めることについて

読谷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和5年読谷村条例第17号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和5年5月26日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實



読谷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

読谷村長

石嶺傳實



読谷村条例第17号

読谷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

読谷村国民健康保険税条例（昭和47年読谷村条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第21条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第21条の2中「第22条の2」を「第22条の2第1項」に改める。

第22条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第21条第1項」を「第21条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第21条第1項の」を「第21条の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の読谷村国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。